

## ごみ収集車のホッパー（荷台）内の火災について

- 1 発生日時  
令和4年4月12日（火） 午前11時22分頃
- 2 発生場所  
青森市花園1丁目17付近（青森地方气象台近く）  
花園町会 収集場所No.13



- 3 発生状況  
11時22分 不燃ごみをごみ収集車に投入し、回転板で押し込んだところ、破裂音がし、火が上がった（火災発生）。直ちに、ごみ収集車運転手が消防へ通報すると同時に、自社（事業者）へ連絡。  
11時23分 火災発生場所が住宅密集地であったため、ごみ収集車を安全な広い場所（花園1丁目4付近 花園児童遊園近く 花園町会 収集場所No.6）へ移動させ、積載したごみを出し、運転手及び助手が消火器を使用して消火活動を開始。  
11時25分 事業者から青森市アメニティ事業協同組合へ火災の連絡。  
11時30分 消防が現地へ到着し、消火活動を開始。  
青森市アメニティ事業協同組合より、清掃管理課へ火災の連絡。  
11時35分 消防署より清掃管理課へ火災の連絡。  
11時43分 消防が鎮火を確認。  
※当日の当該地区のその後のごみ収集運搬作業は同事業者の代替車両により対応。

- 4 被害状況  
けが人、ごみ収集車の損傷なし。

【焼損した廃棄物】



【車両後部】



- 5 火災の原因  
消防本部にて調査中  
(不燃ごみの中に、ライターとスプレー缶が混入していたことは確認されている。)

- 6 再発防止策
  - ・ 令和4年4月12日付けで、ごみ収集運搬業務の全ての事業者に対し、改めて収集時に火災原因となる充電式電池等が混入していないか、混入していた場合は取り除くことを徹底するよう通知。
  - ・ 令和4年度中に、火災の原因となる充電式電池やエアゾール缶等が混入しないよう、収集作業の手順等を確認する講習会を実施。